

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 8 号

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第 3 条 （略） (1)―(7) （略） (8) 審査請求に対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導	(適用除外) 第 3 条 （略） (1)―(7) （略） (8) 審査請求、 <u>異議申立てその他の不服申立て</u> に対する行政庁の裁決、 <u>決定</u> その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。